

令和4年4月19日
環境政策部
環境・エネルギー施策推進課

開発事業等に係る環境配慮制度対象事業の協議状況について

世田谷区環境共生推進会議環境配慮幹事会において検討し、事業者との協議が終了した下記事業における環境配慮状況について、別添資料により報告いたします。

記

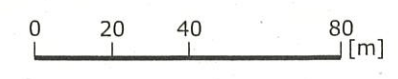
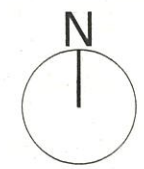
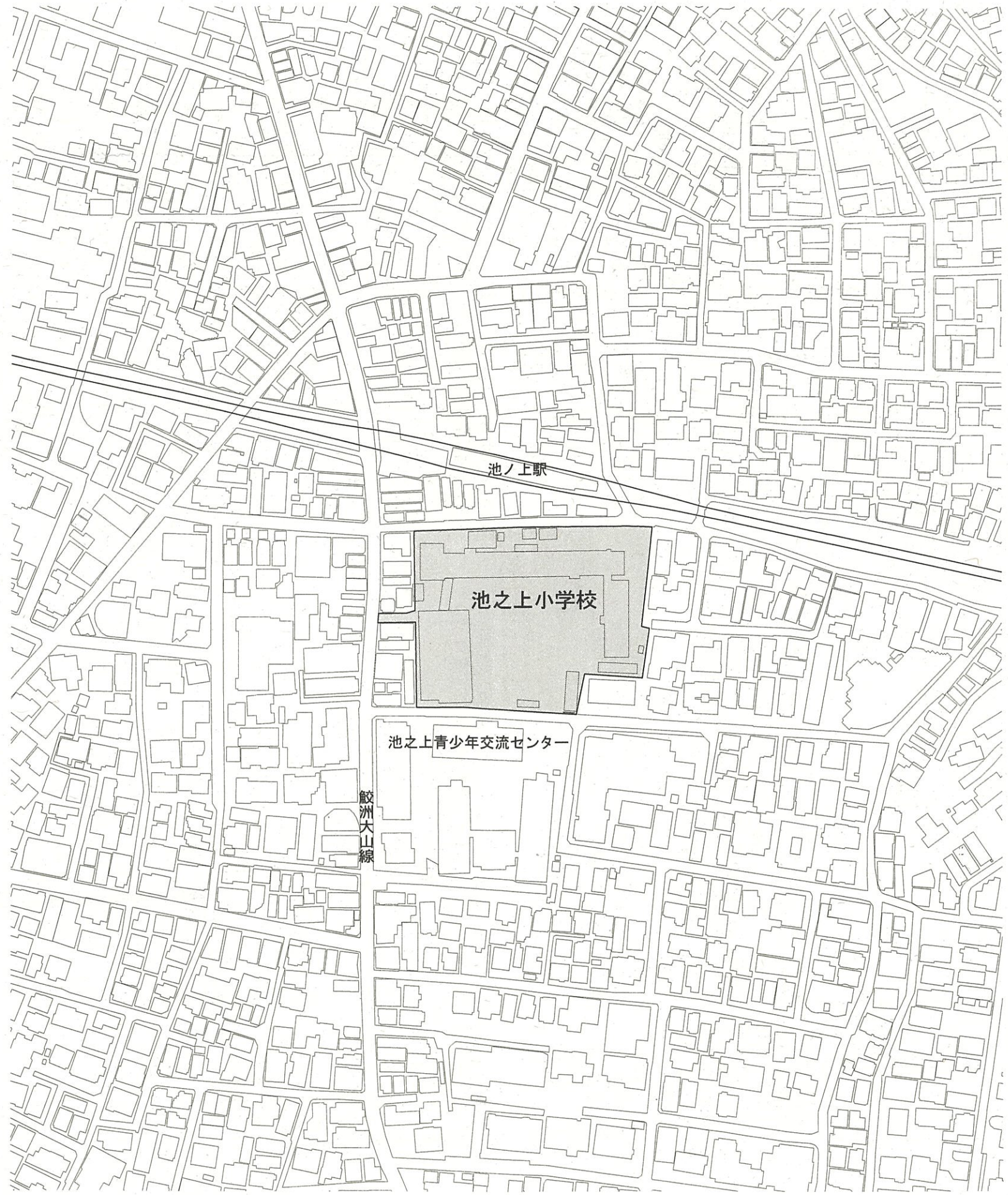
No	事業名	所在地	計画概要
1	世田谷区立池之上小学校 新築工事	代沢2 - 4 2	学校の建設 敷地面積 約7,286 m ² 法延面積 約7,488 m ² ○ 構造階数 RC・S造 地上4階

環境配慮制度における環境計画の報告

番号	事業名	事業概要	環境配慮項目・配慮内容																							
1	世田谷区立池之上 小学校新築工事	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 約 7,286㎡ 法定延面積 約 7,488㎡ 構造 RC・S造 階数 地上4階 	<p><自然エネルギーの有効利用・省エネ対策></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽光パネル</td> <td colspan="2">30kWを設置する。</td> </tr> <tr> <td>断熱性能</td> <td colspan="2">建築物省エネ法誘導基準</td> </tr> <tr> <td>照明</td> <td colspan="2">人感センサーを採用する。 LED照明を採用する。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給湯器</td> <td>高効率型</td> </tr> <tr> <td>空調機</td> <td>高効率型 全熱交換器を採用する。</td> </tr> <tr> <td>BEI</td> <td>0.68</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容		太陽光パネル	30kWを設置する。		断熱性能	建築物省エネ法誘導基準		照明	人感センサーを採用する。 LED照明を採用する。		項目	内容	給湯器	高効率型	空調機	高効率型 全熱交換器を採用する。	BEI	0.68
			項目	内容																						
			太陽光パネル	30kWを設置する。																						
			断熱性能	建築物省エネ法誘導基準																						
照明	人感センサーを採用する。 LED照明を採用する。																									
項目	内容																									
給湯器	高効率型																									
空調機	高効率型 全熱交換器を採用する。																									
BEI	0.68																									
<p><みどりに係る環境の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境空気が基準面積を20%上回る。 計画区域内の高木・準高木のうち70%以上が主に関東に分布している樹種。落葉樹の比率は20%以上。 6m以上の樹木（シンボルツリー）の植栽。 開花時期が異なる3種類以上の多様な花の咲く木などで植栽を計画。 ピオトープを整備。野鳥や昆虫などが立ち寄る工夫。 みどりを活用した学習の場や交流の場などを計画。 <p><災害の防止></p> <ul style="list-style-type: none"> 防災備蓄倉庫、防火水槽、災害トイレ、防災井戸の設置等。 																										
<p>その他</p> <p>説明会での主な意見・要望</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨樋が詰まるため高木（特にヒマラヤスギ）や桜を伐採してほしい。 <p>従前と計画の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>従前</th> <th>計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途</td> <td>学校 延5,013㎡</td> <td>学校 延7,488㎡</td> </tr> <tr> <td>緑化率</td> <td>16.18%</td> <td>28.57%</td> </tr> <tr> <td>年間一次エネルギー</td> <td>1,900MJ/㎡ と仮定した場合 9,524GJ</td> <td>9674GJ (1,292MJ/㎡)</td> </tr> </tbody> </table>					従前	計画	用途	学校 延5,013㎡	学校 延7,488㎡	緑化率	16.18%	28.57%	年間一次エネルギー	1,900MJ/㎡ と仮定した場合 9,524GJ	9674GJ (1,292MJ/㎡)											
	従前	計画																								
用途	学校 延5,013㎡	学校 延7,488㎡																								
緑化率	16.18%	28.57%																								
年間一次エネルギー	1,900MJ/㎡ と仮定した場合 9,524GJ	9674GJ (1,292MJ/㎡)																								
<p>幹事会での主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上緑化は維持管理が難しいため、管理方法もふまえた植栽計画としてほしい。 地上部基準量の屋上緑化への置き換えは慎重に検討願う。 公共施設として壁面の緑化にも努めてほしい。 樹木移植に関しては、移植時期と計画的な準備の配慮を願う。 																										
自然エネルギーの有効利用		省エネルギー対策		みどりの保全・創出		災害対策																				

外観イメージ（北東側鳥瞰）





典型公害対策
校舎の北側は、1階建てとして高さを抑え、近隣への日照に配慮します。

良好な景観形成
バルコニーの角を落とした丸みのある形状とし、圧迫感の軽減と親しみのある外観とします。

エネルギーの有効利用
東側校庭に面した普通教室とすることで、主な活動時間となる午前中に採光と通風を確保できる計画とします。

災害対策
耐震性能は建築基準法で規定される基準の1.25倍を確保します。

交通公害対策
現在幅員約4mの北側道路沿いは、1.5m程度の通路を整備することで、児童や地域の交通安全に配慮します。

交通公害対策
区立駐輪場は北東角地に配置することで、小学校の動線とは極力離し、児童や地域の交通安全に配慮します。

生活型公害対策
ごみ置場は建物内に設置し、直接道路から見えない計画とします。

災害対策
防災倉庫を約50㎡として整備します。屋外及び、体育館側に出入口を計画します。

災害対策
非常時のマンホールトイレ(5箇所)および井戸を整備します。

交通公害対策
複合整備となる保育施設の主要な出入口は西側の商店街からとし、小学校の動線とは明確に区分します。

災害対策
プールの水を防火水槽として活用できる計画とします。

歴史的文化的遺産の確保
既存敷地にあった松の木を移植し、シンボルツリーとして継承します。

資源の循環的な利用
浸透性舗装や浸透管を設置し、雨水の流出抑制に配慮した外構計画とします。

典型公害対策
東西の敷地境界には、防音パネルを設置するなど、近隣に配慮した計画とします。

エネルギーの有効利用
空調設備・給湯器は、高効率設備機器を採用します。照明器具にはLED照明を採用します。

歴史的文化的遺産の確保
既存プール棟の壁に設置されていたサザエさんのモザイク壁画を保存・再整備します。

エネルギーの有効利用
30kw相当の太陽光発電パネルを屋上に設置し、停電時にも活用できる計画とします。

エネルギーの有効利用
図書室および体育館は、トップライトを設置することで、採光および通風を確保します。

良好な景観形成
外壁は白色を基調とし、住宅地に馴染む明るく清潔感のある色彩計画とします。

ユニバーサルデザインに関する配慮
道路との高低差がある南側はスロープを設置し、ユニバーサルデザインに配慮します。

交通公害対策
現在幅員約4mの南側道路を6mに拡幅し、児童や地域の交通安全に配慮します。



みどりに係る環境の確保
 通路と駐車・駐輪スペースの間には植栽による緩衝帯を設け、潤いを感じられる環境とします。

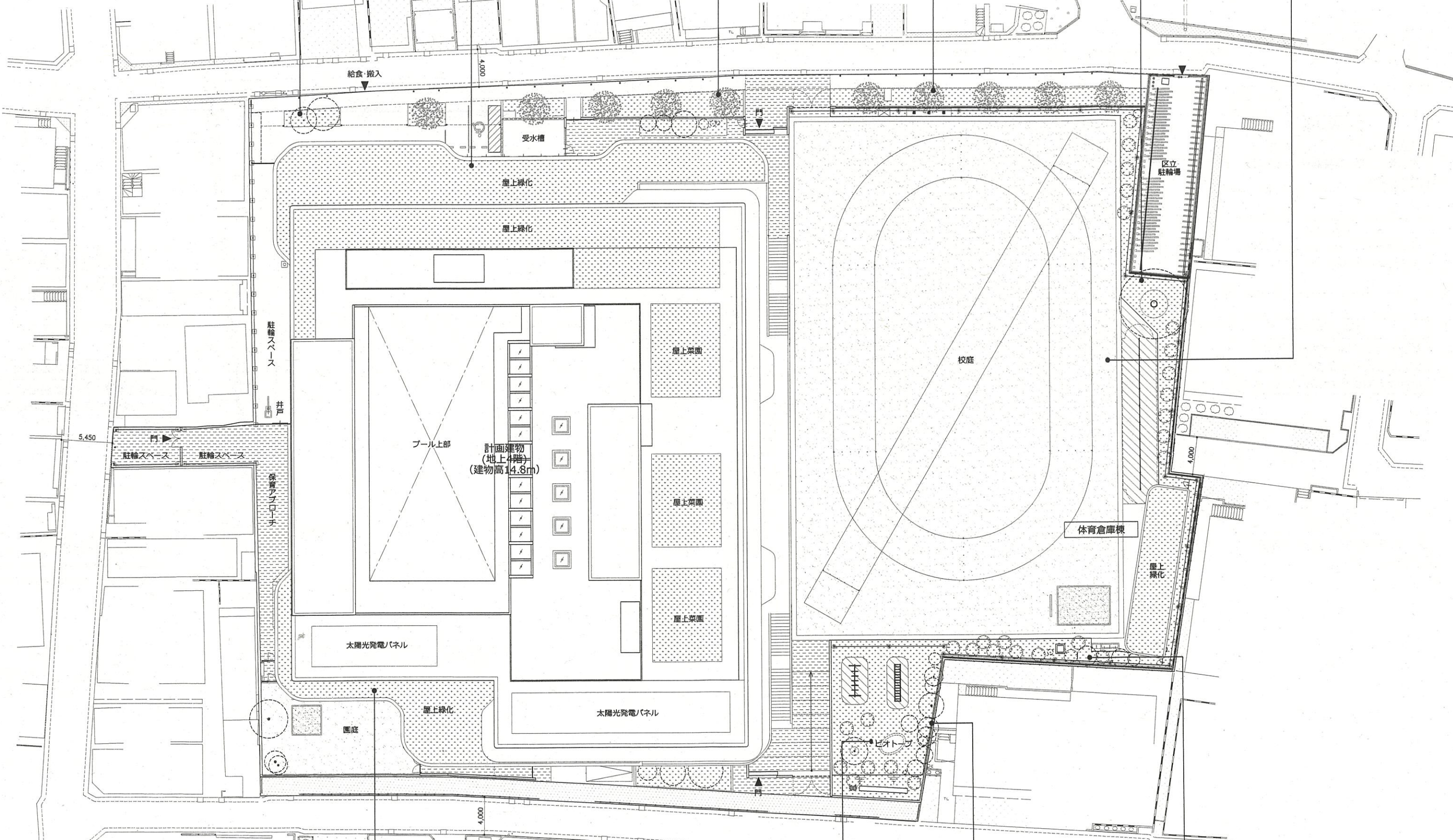
みどりに係る環境の確保
 北側通路沿いの平屋部分の屋上は、屋上緑化とすることで道路からも緑を感じられる計画とします。

みどりに係る環境の確保
 敷地内通路に沿って高木を配置し、木陰を落とすことで日射を和らげ、快適な歩行者空間とします。

みどりに係る環境の確保
 既存敷地に見られる桜並木の景観を継承し、新たに桜を新植します。

良好な風景の形成
 既存敷地にあった松の木を移植し、シンボルツリーとして継承します。

その他
 環境空地は、基準を上回るスペースを確保します。



エネルギーの有効利用
 屋上緑化を広範囲に配置することで日射による空調負荷を低減し、省エネルギー化に配慮します。

みどりに係る環境の確保
 世田谷区の風土に調和する植栽及び落葉樹の比率を考慮します。

みどりに係る環境の確保
 本工事後にピオトープを整備する為のスペース・基盤を確保し、実のなる木や生物を呼び寄せる仕掛けをつくります。

みどりに係る環境の確保
 樹木診断の結果、残置・移植が可能な樹木は保存する計画とします。

みどりに係る環境の確保
 校庭の周囲には植栽を配置することで、潤いのある環境とします。



区分1 【自然エネルギーの有効利用】

(R3.4 改訂)

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考		
自然エネルギーの 変換利用	延床面積 10,000 m ² 未満 (※)	① 太陽光発電設備 10kW	2	6	※5,000 m ² 未満では 500 m ² につき 1kW 設置で基準点 2 1.5kW " 4 2kW " 6		
		② 年間一次エネルギー量換算 100GJ					
	① 太陽光発電 ② その他自然エネルギーの変換利用 (太陽熱温水パネル、地中熱、風力等) ③ 太陽光発電の蓄電利用	① " 15kW	4				
		② " 150GJ					
		① " 20kW				6	
	② " 200GJ						
	太陽光発電の蓄電利用	蓄電池容量10kWh (太陽光発電5kW以上)	2			0	この欄の自然エネルギーの変換利用の項目が採点された場合のみ以下の項目を評価し加点することができる。 屋根貸など他事業者による設置でもよい。発電電力の利用方法は問わない。
	延床面積 10,000 m ² 以上	① 太陽光発電設備 20kW	2			0	
		② 年間一次エネルギー量換算 200GJ					
		① " 30kW					
② " 300GJ							
① 太陽光発電 ② その他自然エネルギーの変換利用 (太陽熱温水パネル、地中熱、風力等) ③ 太陽光発電の蓄電利用	① " 40kW	6					
	② " 400GJ						
太陽光発電の蓄電利用	蓄電池容量20kWh (太陽光発電10kW以上)	2	0				
自然エネルギーの 直接利用	ダブルスキン構造等	採用した場合	2	0	冬期の熱回収等を目的とした空調機等に接続する場合		
	地中熱を利用したシステム (クール・ヒートトレンチ)	採用した場合	1	0			
	自然通風・外気を利用したシステム (通風経路確保、ナイトパージ、自然換気システム)	採用した場合	各1	1			
	自然採光を利用したシステム (ライトシェルフ、アトリウム、トップライト、ハイサイドライト等)	採用した場合	各1	1			
	太陽熱を利用したシステム (パッシブソーラーシステム)	採用した場合	1	0			
その他、「自然エネルギーの有効利用」事項 →P.6 に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1又は 2		採点は基準点の範囲で 区が認めた点数			
合計点				8			

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	
4～5点	★★	良好な配慮	
6点以上	★★★	優良な配慮	○

区分2【省エネルギー対策】 (共同住宅以外)

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
エコカーの普及	電気自動車充電用コンセント	1個設置した場合	1	0	
		2個以上設置した場合	2	0	
	電気自動車充電器	設置した場合	2	0	一般利用
	カーシェアリング	採用した場合	1	0	
性能断熱	外皮性能 ペリメータゾーンの年間熱負荷係数 (PAL*)	設計値/基準値を1.0以下で計画	1	0	建築物省エネ法誘導基準
省エネルギーシステムの導入	人感センサー利用照明	採用した場合	1	1	トイレなど不特定多数の方が利用する場所への設置
	昼光センサーやタイムスケジュールなどの照明制御	採用した場合	1	1	効果の見込める居室への設置
	全熱交換器	採用した場合	1	1	同上
	CO ₂ 制御換気システム	採用した場合	1	0	同上
	エネルギー管理システムの導入	BEMSの採用	2	0	建物全体で採用された場合
	大温度差送風・送水システム	採用した場合	1	0	
	高効率照明設備の採用	LED照明を採用した場合	1	1	
	ダブルスキン構造等	採用した場合	1	0	カーテン等以外の場合
高効率設備	高効率空調機の採用 「エネルギー環境適合製品 告示」に定める熱源機を用いるもの。	採用した場合	1	1	
	高効率ボイラ 「エネルギー環境適合製品 告示」に定めるもの。	採用した場合	1	0	
	コージェネレーションシステム 「エネルギー環境適合製品 告示」に定めるもの	採用した場合	2	0	
	高効率給湯設備 (エコジョーズ等)	採用した場合	1	0	
エネルギー消費量	一次エネルギー消費量 設計値/基準値 (BEI)	0.8以下で計画	1	0	建築物省エネ法誘導基準
		0.6以下で計画	2		ZEB Oriented 相当
		0.5以下で計画	3		ZEB Ready 相当
その他、「省エネルギー対策」事項 →P.6に記入		世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2		採点は基準点の範囲で区が認めた点数
合計点				56	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	
4～5点	★★	良好な配慮	⊖
6点以上	★★★	優良な配慮	○

区分3【みどりの保全・創出】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点1	採点1	基準点2	採点2
みどりの量	緑化率	基準(※1) どおり	1		採点1の合計 2→1点	0
		基準を2パーセント上回る	2	1		
		〃 4 〃	4			
	高木(※2)の配置(本数)	基準どおり	1		3~5→2点	
		基準を20パーセント上回る	2	0		
		〃 40 〃	4		6~8点→3点	
緑化空間	地上部の緑化率	緑化率のうち地上部だけで基準(※1)を満たす	1	0	採点1の合計 0点→0点	1
	環境空地	基準面積を20パーセント上回る	1	1	1→1点 2→2点	
みどりの質の向上	世田谷の風土に調和する樹木による緑化	計画区域内の高木・準高木(※2)のうち70パーセント以上が主に関東に分布している樹種	1	1	採点1の合計 0~1点→0点 2~4→1点	1
	常緑樹と落葉樹のバランスのとれた植栽	高木・準高木のうち落葉樹の比率は20パーセント以上実施	1	1		
	新たな景観を生み出すシンボルとなる樹木の植栽	6m以上の樹木の植栽	1	1		
	花の咲く木など季節を感じられる植栽計画	開花時期が異なる3種類以上の多様な花の咲く木などで計画した場合	1	1		
既存樹木	既存樹木の保存	敷地内において、準高木以上の樹木の数が2割以上かつ10本以上存置	1	0	採点1の合計 0点→0点 1→1点 2~3→2点 4→3点	0
		道路から6m以内の範囲において 〃	2			
		高さ10m以上の健全な樹木を3本以上保存(移植を含む)	1	0		
		道路から6m以内の範囲において 〃	2			
生きものの緑化	生きものや水環境に関する工夫	ビオトープ、灌水装置などの整備	1	1	採点1の合計 0点→0点 1→1点 2~3→2点	2
		野鳥や昆虫などが立ち寄る工夫(実のなる樹種の植栽やバードバス・巣箱の設置など)	1	1		
		みどりを活用した学習の場や交流の場などを計画した場合	1	1		
その他、「みどりの保全・創出」事項 →P.6に記入		世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2		採点は基準点の範囲で区が認めた点数	
合計点						4

配慮項目の採点2を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1~3点	★	適合水準配慮	
4~5点	★★	良好な配慮	○
6点以上	★★★	優良な配慮	

- ※1 「世田谷区みどりの基本条例」による
 ※2 高木 植栽時の高さが4m以上の樹木
 準高木 〃 2.5~4m未満の樹木

区分4【災害対策】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
災害への配慮	免震構造または制震構造	採用した場合	2	0	
	構造躯体の倒壊等防止	建築基準法(※1)の 1.25倍で計画	1	1	品確法の耐震等級2相当(構造躯体の倒壊等防止)
		建築基準法(※1)の 1.5倍で計画	2		同上 耐震等級3相当
	雨水流出抑制	基準(※2)を15パーセント上回る	1	0	
		基準(※2)を30パーセント上回る	2		
防火水槽	新設又は設置されている場合	1	1	専用の水槽または、常時水をためて火災時に使用するもの	
災害時への対策	防災倉庫	設置した場合	1	1	延べ面積1万m ² 以上の場合は、※2を超える配慮
	災害トイレ	設置した場合	1	1	延べ面積1万m ² 以上の場合は2基以上で点数化されます。※2を超える配慮
		以降居住者50人あたり 1基以上設置した場合	1		上記に加え延べ面積に関らず 100人あたり→2基以上 150人あたり→3基以上で 点数化されます。
	防災井戸	設置した場合	1	1	
	非常用飲料水生成システム	設置した場合	1	0	
	非常用発電機	設置した場合	1	0	設置容量 5kVA以上
	蓄電池	設置した場合	1	0	設置容量 5kWh以上 (太陽光発電の蓄電以外)
災害時に近隣の人が一時避難できる空地	100m ² 以上確保した場合	1	1		
その他、「災害対策」事項 →P.6に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2		採点は基準点の範囲で区が認めた点数	
				6	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価
1～2点	★	適合水準配慮	
3～4点	★★	良好な配慮	
5点以上	★★★	優良な配慮	○

※1 建築基準法施工令第88条第3項に定めるもの

※2 「世田谷区建物の建築に係る住環境の整備に関する条例」による

4つの『評価区分』において、基準にない項目であっても、環境に配慮し評価に値すると思われる項目が何かあれば記入してください。

区分2：【省エネルギー対策】

【具体的な配慮内容として】

- ・屋上に降った雨の一部を集め、雑用水として水洗トイレ、清掃等の用途に利用する。

区分3：【みどりの保全・創出】

【具体的な配慮内容として】

- ・既存樹木については樹木診断を行い、可能な範囲で移植・残置する。

区分4：【災害対策】

【具体的な配慮内容として】

- ・地域の避難場所となるべく、体育館の空調を停電自立型 GHP とする。

例：区分1【自然エネルギーの有効利用】

- ・建物間に隙間を設け、自然通風を積極的に取り入れる。
- ・地熱を利用し、空調機の補助とする。
- ・使用する電力は再エネ50%以上の電力を調達する。
- ・大容量の蓄電設備を設置することで太陽光発電時間以外の電力を賄う。

例：区分2【省エネルギー対策】

- ・従前の建物の実績と比較して計画建物のエネルギー使用量を30パーセント削減する。
- ・屋上に降った雨を集め、雑用水として水洗トイレ、清掃等の用途に利用する。
- ・VtoH(Vehicle to home)を採用し太陽光発電の充電、災害時の利用を見込む。
- ・完成後はエネルギー監視を行い省エネに取り組む。

例：区分3【みどりの保全・創出】

- ・計画地は湧水保全重点地区であり積極的な地下水の涵養に努める。
- ・既存樹木を保存するため樹木医による診断を行い、健全な全ての高木、準高木を移植する。
- ・道路に面した法面を緑化する。

例：区分4【災害対策】

- ・BCP 対策として非常用発電機導入により電源を確保し、照明・コンセント・水道の利用を可能とする。
- ・電気自動車の外部給電機を準備する。
- ・地形や立地の特性を踏まえた防災設備の計画を行う。
- ・グリーンインフラを活用した雨水流出抑制に努める。

【その他】

4つの区分以外で、環境に配慮し評価に値すると思われる配慮項目があれば下記に記入してください。

【具体的な配慮内容として】

- ・既存の敷地内にあったアカマツやサザエさんのモザイク壁画を保存する。
- ・接道する南北の道路については交通安全に配慮し、道路の拡幅又は通路の整備を計画する。

- 例1 CASBEE 等他の評価制度で高評価を取得する。
- 例2 敷地内の歴史的文化遺産や歴史的な自然景観を保存する。
- 例3 出入り車両による周辺の渋滞や混雑を避ける進入路を選択する。
- 例4 認証木材、エコマテリアル、リサイクル材を積極的に活用する。

このページ内で書ききれない場合は、コピーをしてご記入ください。